

第 33 回 品質保証分科会 議事録

1.日時 平成 25 年 3 月 15 日(金)13 時 30 分～15 時 35 分

2.場所 日本電気協会 4 階 D 会議室

3.出席者

出席委員:棟近分科会長(早稲田大学),渡邊幹事(JANSI),荒木(原子燃料工業),池田(東京電力),小原(中国電力),加藤(三菱原子燃料),神田(MHI),菅野(電源開発),栗林(IHI),小嶋(日立 GE),櫻井(関西電力),島津(北海道電力),関谷(発電設備技術検査協会),田子(JAEA),多田(日本原燃),塚本(北陸電力),鶴来(中部電力),福本(GNF-J),古谷(日本原電),眞崎(JANSI),御手洗(MELCO),山本(東京電力),渡辺(JNES) (計 23 名)

代理委員:竹添(重光・九州電力),細田(高橋・富士電機) (計 2 名)

説明者:池田(東京電力/再掲),鈴木(中部電力) (計 2 名)

欠席委員:飯塚(東京大学),佐藤(東京海洋大学),金澤(東北電力),佐藤(東芝),西岡(四国電力),吉田(日本製鋼所), (計 6 名)

オブザーバ:大石(東京電力),菊池(原子燃料工業) (計 2 名)

事務局:牧野,鈴木,糸田川(日本電気協会) (計 3 名)

4.配付資料

資料 33-1-1 品質保証分科会 委員名簿

資料 33-1-2 品質保証検討会 委員名簿

資料 33-2 第 32 回品質保証分科会 議事録(案)

資料 33-3-1 「原子力発電所における安全のための品質保証規程」:JEAC4111-2009 の改定について(中間報告)

資料 33-3-2 JEAC4111-2009 原子力発電所における安全のための品質保証規程 の変更比較表

資料 33-3-3 JEAC4111-201X 原子力安全のためのマネジメントシステム規程(案)

資料 33-3-4 GSR part2 DS456 Leadership and Management for Safety (安全の為にリーダーシップと管理)仮訳

資料 33-3-5 設計及び工事段階における品質保証に係る基準の骨子(案)

資料 33-3-6 第 35 回品質保証検討会における論点

資料 33-4-1 平成 25 年度活動計画(品質保証分科会)

資料 33-4-2 平成 25 年度各分野の比較策定活動(品質保証分野)

参考資料 「設計及び工事段階における品質保証に係る基準の骨子(案)」に対する対応と御願い(日電協 24 技基第 563 号)

5.議事

(1)代理委員・オブザーバの承認,会議定足数の確認

棟近分科会長により,代理委員 2 名及びオブザーバ 2 名が承認され,代理委員を含めて出席委員が 25 名となり,全委員 31 名のうち,3 分の 2 以上(21 名以上)という決議定足数を満たしていることが確認された。

(2)分科会委員変更の確認

事務局より,資料 33-1-1 に基づき,品質保証分科会委員の再任候補者 16 名,交代候補者 4 名の紹介があった。分科会委員のこれら候補者の審議は 3 月 19 日の第 46 回原子力規格委員会で実施される。

(3)検討会委員候補者の承認について

事務局より,資料 33-1-2 に基づき,品質保証検討会委員交代(東京電力 池田氏 大石氏)の紹介があり,大石氏が全員の挙手により検討会委員として承認された。

(4) 前回議事録の確認

事務局より,資料 33-2 に基づき,第 32 回品質保証分科会議事録(案)が紹介され,正式議事録とすることが確認された。

(5) JEAC4111-201X 原子力安全のためのマネジメントシステム規程(案)の中間報告について

渡邊幹事より,3 月 19 日の第 46 回原子力規格委員会に中間報告する資料 33-3-1～6 の資料構

成の紹介が行われた後、池田委員より、資料 33-3-1, 3 に基づき詳細説明があった。また、鈴木検討会主査より、資料 33-3-6 に基づき、3 月 8 日に実施した第 35 回品質保証検討会での本中間報告資料の検討会における論点について説明があった。

審議の結果、一部修正の上、資料 33-3-1 ~ 5 により中間報告することが全員の挙手により承認された。

(主なコメント)

- ・資料 33-3-1 の ppt8 頁のグラフ「3.現状の取り組みと技術基準骨子案、IAEA 基準及び JEAC4111 改定案の関係」に関して、規制側としては、IAEA の要求内容は、技術基準骨子 (shall) と別途定めるガイドラインに項目の具体的なところを織り込み、全てカバーする予定である。
- ・ガイドラインは強制力のある、公開のものになるのか。
内規として公開される。技術基準の要求を具体的に解説するものがガイドとなる。
- ・ガイドラインが審査基準となるのか。
まだ確定していないが、学協会との関係の場で今後明らかになっていくと思う。
- ・ガイドラインが技術基準よりも膨らんだ要求のように聞こえる。
- ・規格名称は、労働安全等との誤解を与えないように原子力安全のための「品質」マネジメントシステムではないのか。
JEAC4111-2009 のマネジメントシステムは、一種の安全マネジメントシステムであるが、今回安全文化の醸成が追加されたため、「品質」を削除した。DS456 では、「安全のための」という修飾語が全てついている。
- ・我々の「品質」とは、「原子力安全」であると、従来使ってきた。
- ・目次を見ると、4.2.2 項などに「品質マニュアル」というように「品質」という用語が残っているが、意図はあるのか。
作業会でも、「品質方針」も変更してはどうかという議論はあったが、いままでなじんで定着しているので、むやみに変えないこととした。しかし、法令も変わるのであれば、話は別だ。
- ・IAEA が統合マネジメントシステムを指向して、それを求めているということだが、国としては、原子炉等規制法だけでなく、労働安全衛生法などそれぞれの法規制のもとに、事業者がマネジメントシステムを構築するという立場から、IAEA の統合マネジメントシステムを進めていただくことを基本にしている。確定ではないが、基本的な考え方として、事業者がそれぞれのマネジメントシステムを統合したものをつくるわけではなく、いわゆる統合によるメリットをきちんと展開するような形をお願いするような規制要求を検討している状況である。
- ・第 9 項を推奨事項にしたことで、「安全文化醸成活動」をやらなければならないという積極的な要求がこの規格の中で読み取れないのではないのか。
技術基準で記載されている「安全文化醸成活動」は、4~8 章で shall(ねばならない)として対応する。一方、第 9 章はアセスメントを含めて「安全文化」そのものが対象であり、それを should(望ましい)という推奨事項として対応するという構造になっている。
- ・今回は中間報告ということであるが、今後どのように進めていくのか。
国の技術基準については、4 月にパブリックコメント実施、6 月公布後、7 月 1 日から施行のようだ。我々としては、3 月の原子力規格委員会に中間報告後、6 月の同委員会に上程したいと考えている。また、JEAG4121 改定については、半年遅れで 9 月に中間報告予定である。
JEAG4121 改定については、技術基準で「調達要求事項」が要求されているので、この対応としては、附属書-1「品質マネジメントシステムに関する標準品質保証仕様書」の部分の修正を最優先し、追補版の形で発行したいと考えている。
- ・JEAC4111 も GSR part2 が来年確定した場合、追補版のような形で対応するのか。
大幅に変われば、そのようになるが、GSR part2 については、今年の 6 月版と今年の 1 月版を比較すると、細部の記載を除いて基本的な要求の骨格は変わっていない。
- ・資料 33-3-1 の ppt8 頁の図については、技術基準案の絵が IAEA DS456 の絵を包含するように見直していただきたいが如何か。
本日の参考資料のとおり、3 月 5 日付で規制庁に棟近分科会長から文書“「設計及び工事段階における品質保証に係る基準の骨子(案)」に対する対応と御願い”を出して規制側との整合性を図

りたいと申し入れたが、返事がない状況である。今我々としては、国の公開委員会資料である資料 33-3-5 の情報に対して、52 項目のコメントを抽出しているが、同資料からは、ppt8 頁の図となる。技術基準案の内容が IAEA DS456 の内容と同等とは読みとれない。

- ・ ppt8 頁の技術基準案のところに、引用文献を注記すればよい。
2 月 15 日の国の公開委員会資料に基づき作成した図であること、及び規制当局への確認はとっていない旨を注記する。
- ・ 国としては、IAEA の要求は包含するという立場であるので、棒グラフの高さは、技術基準案と IAEA DS456 と同じ高さにしてほしい。
技術基準案が今の記載のまま、ガイドラインで解説し、IAEA DS456 の全体を包含することが決まれば対応したい。
- ・ 3 月 19 日の原子力規格委員会に本日の資料 33-3-1～5 により中間報告(説明者は渡邊幹事、池田委員)することについて、挙手により賛否を問いたい。
全員の挙手により承認された。

(6) 平成 25 年度活動計画について

渡邊幹事より、資料 33-4-1,2 に基づき、「平成 25 年度活動計画(案)」及び「平成 25 年度 各分野の規格策定活動(案)」についての説明があり、本資料により 3 月 19 日の原子力規格委員会に上程することについて、全員の挙手により承認された。

(主なコメント)

- ・ 資料 33-4-2 に関して、耐震設計分科会では、3.11 を踏まえて、どのように取り組むのか、詳細な実態に即した記載内容としており、3 月 11 日の第 39 回基本方針策定タスクにおいて、これを参考に他の分科会においても実態に即した記載に見直すこととなった。
- ・ 資料 33-4-1 に関して、講習会の計画としてコース を継続実施するということだが、6 月の原子力規格委員会に JEAC4111 を上程するのであれば、その内容をコース として開催するのか。又は臨時の特別講習会のような形で開催するのか。
特別講習会を開催する場合、JEAG4121 追補版発行とのタイミングも考慮して、HOW-TO の内容をある程度明確にした後に開催するのが通例である。また、JEAC4111 改定時に半日コースの主旨説明会を開催する要望が多ければ、そのように開催することも考えられる。詳細は、普及促進チームで今後検討させていただきたい。

6. その他

- (1) 事務局より、鈴木検討会主査が 3 月 19 日の原子力規格委員会で平成 24 年度功労賞表彰される予定であることの紹介があった。
- (2) 次回の第 34 回分科会の開催日程は、平成 25 年 6 月 10 日(月)13:30～とした。

以上